

命と健康を守ろう！ 要求が実現！

分会は、『新型コロナウイルス感染防止』に関して、分会集会で出された組合員の意見を集約し、地本を通じて幹鉄事に3月30日に緊急申入れを行いました。

(分会「かべ新聞133号」参照)

各車両所では、4月1日の総合点呼から、私たちの要求した各種唱和については、『全員での唱和』を止め代表者だけの唱和に改善されました。また、仕業検査車両所の総合点呼は、2階の広い講習室で行われました。

4月7日、安倍首相は「緊急事態宣言」を発令しました。それを受け会社は、8日の勤務から『全社員が業務中はマスクを着用すること』との指示で、1勤務1枚のマスクが配布されるようになりました。私たちは、1月の段階から『マスクの配布』を要求していましたが、ここでようやく実現しました。また、最近仕業検査車両所の始業点呼では窓を開け、間隔を空けて整列し、今までより短時間で終了するようになりました。

しかし、まだまだ実現していない要求も多数あります。関連会社も含め、大井基地内での感染拡大防止のためには、もっと危機感を持ってスピーディーに徹底した対策を講じる事が重要です。

社員の不安や疑問を直ちに解消せよ！

私たちは、本部・地本・分会が連携して多くの諸要求を会社に申し入れていきます。社員の不安や疑問を払拭するための対応も非常に重要です。

- 社員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の勤務認証、賃金の取り扱いについて明らかにすること。また、感染した場合の勤務は「障害休暇」とし、賃金が減額とならないようにすること。
- 「緊急事態宣言」の発令により労働環境や労働条件が悪化するなど、組合員・社員が不利益を被ることがないようにすること。

(本部・申第31号の一部)

**「緊急事態宣言」が出された現段階では、危機感を持って
出来ることは、スピーディーに実行するしかない！**